

計画等の案の概要

名 称	静岡県移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める規則（案）		
公表するもの	静岡県移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める規則（案）の概要		
県民意見の募集	有	有の場合は その募集期間	令和5年1月13日（金）～ 令和5年2月10日（金）
	無		
担当課等名	交通基盤部 道路局 道路整備課 縣市町道班 電話番号 054-221-3018		
総合計画における位置づけ	10-1 産業や暮らしを支える交通インフラの強化 (2) 安全・快適な道路環境の確保 ①円滑な交通環境の確保		
審議会等の名称	静岡県道路技術審議会		
<p>1 趣旨</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号。いわゆる「第1次一括法」。）の施行に伴い、道路法等が一部改正され、地方公共団体は、これまで国が定めていた道路の構造の技術的基準等の各種基準を地方公共団体の条例に定めることとなったため、県では、「静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例（以下「県条例」という。）」を制定し、あわせて基準の詳細を定める規則（以下「県規則」という。）を制定しています。</p> <p>今回の改正は、令和3年4月1日に、県規則が参酌すべき国の基準である「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」が改正されたことを受け、県においても適切なバリアフリー化を進めていくため、省令を参酌の上、「静岡県移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める規則」を一部改正し、旅客特定車両停留施設の構造等について基準を加えます。</p>			
<p>2 骨子</p> <p>旅客特定車両停留施設の構造基準として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通路</li> <li>・出入口</li> <li>・エレベーター</li> <li>・傾斜路</li> <li>・エスカレーター</li> <li>・階段</li> <li>・乗降場</li> <li>・運行情報提供設備</li> <li>・トイレ</li> <li>・乗車券等販売所</li> <li>・待合所及び案内所</li> <li>・券売機</li> </ul> <p>歩行者専用道路、自転車歩行者専用道路の構造基準として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有効幅員</li> <li>・舗装</li> <li>・勾配</li> </ul> <p>の基準を定めます。</p>			